

# 河上デイサービスセンター

## 指定通所介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 有限会社ほすたあが開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、生活相談員、機能訓練指導員、介護職員等が（以下「看護師等」という。）要介護状態にある利用者に適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」（平成24年3月21日条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 河上デイサービスセンター

所在地 兵庫県淡路市志筑新島6-28

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

管 理 者	1 名	管理者は、事業所の従業者の管理を行う。
生活相談員	1名以上	利用者に対し適切な相談及び援助を行う。
機能訓練指導員	1 名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
看護職員	1 名以上	看護師等は、利用者の健康管理を行う。
介護職員	8 名以上	介護職員は、利用者の介護を行う。 生活相談員または介護職員のうち 1 名以上は常勤とする

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）、お盆休み（8 月 13 日～15 日）を除く。

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

サービス提供時間 午前 9 時 10 分から午後 3 時 30 分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第 6 条 46 名

(指定通所介護の提供方法、内容及び利用料その他費用の額)

第 7 条 利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある利用者に対しては、その特性に対応したサービスの提供を行う。希望者には、送迎・昼食・入浴(一般浴)を提供する。

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

おやつ代、工作材料費は不要とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

食費 600 円（1 食当たり）

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

淡路市・洲本市

(衛生管理等)

第 9 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第 11 条 指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、避難、救出その他必要な訓練を年 1 回行う。火災・災害発生時に際しては、まず消防署直通の報知器にて知らせると同時に職員全員に自動的に電話連絡し集合する。集合できた職員全員にて災害時マニュアルに添って利用者の誘導に当たる。消火器は常に目の届く所へ置く。

(苦情処理)

第 13 条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた

場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業者にその結果を周知徹底する

(2) 虐待の防止のための指針を整備する

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する

(4) 措置を適切に実施するための担当者を設置する

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内

(2) 継続研修 年4回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ほすたあと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。